

犯罪被害者等の置かれている状況について

犯罪被害に遭われた方々は、身体や財産と言った直接的な被害だけでなく、被害後の精神的なショックや周囲の人々の配慮に欠けた対応によるストレス等様々な問題に苦しめられています。

- ・事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調
- ・医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮
- ・捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- ・周囲の人々の無責任なうわさ話いやマスコミの取材、報道など

犯罪被害者等がこのような被害状況から回復し、再び社会の一員として平穏な生活を営むための支援を行うことを目的として国において平成17年に「犯罪被害者等基本法」が施行されています。



主な犯罪被害者等相談窓口

尼崎市の相談窓口

尼崎市市民協働局協働人権担当市民活動推進担当（市民相談担当）

- ・犯罪被害者やそのご家族の支援に関する相談
- ・各種支援制度や関係機関等の紹介

☎ 06-6489-6400

月～金曜日（祝日除く） 9:00～17:30

犯罪被害相談員による相談（要予約）

- ・専門家による支援、助言
- 原則毎月第3月曜日（第2月曜日に変更あり）
13:00～16:00（前週木曜日までに市民相談担当へ予約）

民間支援団体の相談窓口

公益社団法人ひょうご被害者支援センター

（兵庫県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体）

- ・犯罪被害者やそのご家族の日常生活や立ち直りに関する相談
- ・弁護士や臨床心理士等による専門相談
- ・裁判所や病院等への付き添い
- ・裁判傍聴などの支援

☎ 078-367-7833

火・水・金・土曜日（祝日除く） 10:00～16:00

警察の相談窓口

兵庫県警察被害者支援室

（サポートセンター）

- ・犯罪被害給付制度や各種支援制度の相談
- ・犯罪被害者やそのご家族のこころの悩み相談、カウンセリング

☎ 0120-338-274

月～金曜日（祝日除く） 9:00～17:45

支援に関する施策のお問い合わせ先

尼崎市危機管理安全局危機管理安全部生活安全課

☎ 06-6489-6502

月～金曜日（祝日除く） 8:45～17:30

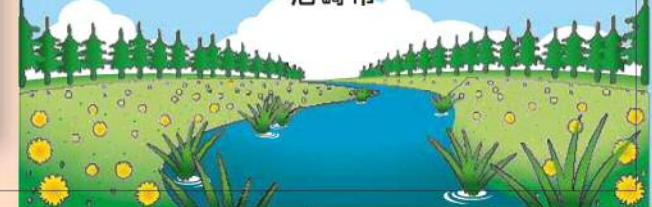
一人ひとりの理解が 支援の輪を広げます

～犯罪被害に遭われた方々へ
寄り添った支援を～



尼崎市犯罪被害者等支援条例
平成27年7月1日施行

尼崎市



誰もがある日突然、犯罪被害者になる可能性があります。尼崎市は、尼崎市犯罪被害者等支援条例（平成27年7月施行）に基づき、国や県、関係機関等と連携を図りながら、犯罪被害者やそのご家族に対し、状況に応じた適切な支援を行います。

基本理念

第3条 犯罪被害者等に対する支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、途切れることなく、犯罪被害者等の被害の状況及び原因、犯罪等による被害が日常生活に及ぼした影響その他の事情に応じて適切に行われるとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することなく、かつ、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

市の責務

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、犯罪被害者等に対する支援に関する施策を策定し、及び実施するものとし、その実施に当たっては、関係機関等と連携するとともに、当該施策を円滑に実施することができる体制を整備するものとする。

市民等の責務

第5条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害すること及び犯罪被害者等に二次的被害（犯罪等による被害（当該犯罪等により直接生じた損害に限る。）を受けたことに関し、風評を流され、中傷を受け、報道機関から不当な取材を受けること等により被る精神的な苦痛、心身の故障、経済的な損失その他の損害で、犯罪等により間接的に生じたものをいう。）を与えることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等に対する支援に協力するよう努めなければならない。

尼崎市は犯罪被害者等を 様々な施策で支えています



犯罪被害者が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。



犯罪被害を受けたことによる経済的な負担の軽減を図るために、特定犯罪被害者等に対し、見舞金を支給します。

名称	遺族見舞金	重症病見舞金
金額	30万円	10万円
要件	死亡	全治1ヶ月以上の重症病
対象	被害者遺族	被害者本人



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」



犯罪被害を受けたことにより、日常生活に支障がある特定犯罪被害者等に対し、家事援助を行います。



犯罪被害を受けたことにより、日常生活に支障がある特定犯罪被害者等に対し、一時預かり保育費用の助成を行います。（上限は1回2,800円、最大6回）



犯罪被害を受けたことにより、従前の住居に居住することが困難となった特定犯罪被害者等に対し、新たに入居する賃貸住宅の家賃助成を行います。（家賃月額の1/2、上限は3万円、最大6月）



犯罪被害を受けたことにより、従前の住居に居住することが困難となった特定犯罪被害者等に対し、転居に要する費用の助成を行います。（上限は18万円）



犯罪被害者等に対する支援の大切さについて、市民等の理解を深めるよう啓発等を行います。



犯罪被害者等に対する支援を適切に行なうことができる人材の育成及びその資質の向上を図るため、研修等を行います。